



通知預金

(平成27年4月1日現在適用中)

1. 商品名	通知預金
2. 対象となる方	制限ありません。
3. 期間	期間の定めはありません。 ただし、7日間の据置期間が必要です。
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・いつでもお預入れいただけます。 ・5万円以上 ・1円単位
5. 払戻方法	解約時に一括してお支払いします。 ただし、解約する日の2日前までに当行の取引店に対して通知いただく必要があります。
6. 利息 (1) 適用利率 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 課税 (5) 利率情報の 入手方法	・市場の金利水準により随時変更する変動金利を適用します。 ・解約時に一括してお支払いします。 ・付利単位を1万円とした1年を365日とする日割計算(円未満切捨て)により算出します。 ・個人のお客さま・・・20.315%の分離課税 法人のお客さま・・・総合課税(非課税法人の場合は非課税) 平成25年1月1日以降、復興特別所得税が課され、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の源泉分離課税が適用されています。 ・当行ホームページ「十六金利インフォメーション」にてご確認くださいか、窓口までお問い合わせください。
7. 手数料	不要です。
8. 付加できる特約 事項	個人のお客さまはマル優(少額貯蓄非課税制度)がご利用いただけます。
9. 中途解約時の 取扱い	据置期間内に解約する場合は、解約日における普通預金利率により計算した利息とともにお支払いします。
10. その他参考と なる事項	預金保険制度の対象預金であり、1金融機関につき預金者1人あたり、決済用預金以外の対象預金を合算して、元本1,000万円までとその利息等が保護されます。
11. 当行が契約してい る指定紛争解決 機関	一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109または03-5252-3772